

北海道総合振興局告示第 号
 漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整審判(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第27号に掲げる火光を利用する漁業(総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数
 その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和8年 月 日

北海道知事 鈴木 直道

		制限措置				許可又は起業の認可を申請すべき期間		備考	
(1)漁業種類	(2)漁業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格				
火光を利用する漁業(いかなる)	<p>総合総合振興局管内沖合海域</p> <p>最大高潮時海岸線(朝延町と豊富町との界から261度30分の線以北と最大高潮時海岸線(枝幸町と紋別町との界から43度30分の線以北)の海域のうち、共同漁業権漁場区域を除いた海域。</p> <p>ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。</p>	毎年、4月20日から7月31日まで	55隻	総トン数20t未満	総合総合振興局管内(天塩郡麻里町を除く。)に住所を有する者	<p>1. 許可の有効期間は、令和8年4月20日から令和11年4月19日までとする。ただし、令和9年4月21日以降の許可にあっては、許可の日から令和11年4月19日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和8年4月20日から令和9年4月19日までとする。ただし、令和8年4月20日以降の認可にあっては、認可の日から1年又は令和9年4月19日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、総合総合振興局産業課と水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1)嵐風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、総合総合振興局長に報告しなければならない。</p> <p>(2)定置及びその他の漁業の漁業中は、その漁業場所から400メートル以内において操業してはならない。</p> <p>(3)集魚灯であつて消費電力の総和は、30キロワット以内でなければならない。</p> <p>(4)知事が漁業調整上、漁業に關し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p> <p>(5)我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。</p>			
同上	宗海共第8号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	3隻	同上	同上	同上			
同上	宗海共第9号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	11隻	同上	同上	同上			
同上	宗海共第10号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	15隻	同上	同上	同上			
同上	宗海共第11号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	1隻	同上	同上	同上			
同上	宗海共第13号及び第49号共同漁業権漁場区域	同上	3隻	同上	同上	同上			
同上	宗海共第49号共同漁業権漁場区域	同上	1隻	同上	同上	同上			

火光を利用する敷き網漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い

令和3年（2021年）2月15日
北海道宗谷総合振興局

（適用範囲）

第1 この取扱いは、宗谷総合振興局管内（天塩郡幌延町を除く。）沖合海域において、「いかなご」又は「やりいか」をとることを目的とした、火光を利用する敷き網により行う漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に適用する。

（操業海域）

第2 操業海域は、次の海域とする。

（1）宗谷総合振興局管内沖合海域

最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界から261度30分の線以北と最大高潮時海岸線上枝幸郡と紋別郡との界から43度30分の線以北の海域のうち、共同漁業権漁場区域を除いた海域。

ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

（2）宗谷総合振興局管内共同漁業権漁場区域

最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界から261度30分の線以北と最大高潮時海岸線上枝幸郡と紋別郡との界から43度30分の線以北の海域のうち、次の共同漁業権漁場区域。

- ア 宗海共第8号共同漁業権漁場区域
- イ 宗海共第9号共同漁業権漁場区域
- ウ 宗海共第10号共同漁業権漁場区域
- エ 宗海共第11号共同漁業権漁場区域
- オ 宗海共第13号共同漁業権漁場区域
- カ 宗海共第49号共同漁業権漁場区域
- キ 上記以外の共同漁業権漁場区域

（制限措置）

第3 北海道漁業調整規則（以下「規則」という。）第12条第1項各号に規定する制限措置は次のとおりとする。

（1）漁業種類

漁業種類は、次のとおりとする。

- ア 火光を利用する敷き網漁業（いかなご）
- イ 火光を利用する敷き網漁業（やりいか）

（2）操業区域

操業区域は、第2に掲げる操業海域のうち、漁業種類ごとに単海域又は複数海域からなる次の区域とする。

- ア 火光を利用する敷き網漁業（いかなご）
宗谷総合振興局管内沖合海域及び宗谷総合振興局管内共同漁業権漁場区域
- イ 火光を利用する敷き網漁業（やりいか）
宗谷総合振興局管内共同漁業権漁場区域のうち、次のとおりとする。
 - （ア）宗海共第8号及び第49号共同漁業権漁場区域
 - （イ）宗海共第9号及び第49号共同漁業権漁場区域
 - （ウ）宗海共第10号及び第49号共同漁業権漁場区域
 - （エ）宗海共第11号及び第49号共同漁業権漁場区域
 - （オ）宗海共第13号及び第49号共同漁業権漁場区域
 - （カ）宗海共第49号共同漁業権漁場区域

（3）漁業時期

漁業時期は、毎年、4月20日から7月31日までとする。

（4）船舶の総トン数

総トン数20トン未満とする。

（5）許可等すべき船舶等の数

いかなご又はやりいかの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案のうえ、制限措置の公

示の都度、第3(1)の漁業種類及び(2)の操業区域ごとに、別に定めるものとする。

(6) 漁業を営む者の資格

漁業を営む者の資格は、次のとおりとする。

ア 宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者であること。

(許可等の有効期間)

第4 許可の有効期間は、3年以内とする。

また、起業の認可の有効期間は、1年以内とする。

(許可等の申請期間)

第5 許可の申請期間は、規則第12条第2項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度、定めるものとする。

(漁獲物の陸揚港の制限)

第6 漁獲物の陸揚港は、その操業区域に係る地区内の2港以内とする。

(許可等の条件)

第7 許可に際しては、規則第14条の規定により、次の条件を付ける。

- (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 定置及びその他の漁業の操業中は、その操業場所から400メートル以内において操業してはならない。
- (3) 集魚灯であって消費電力の総和は、30キロワット以内でなければならない。
- (4) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
- (5) 我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。

(資源管理等の取組みの推進)

第8 この漁業を営もうとする者は、この漁業を営む者の間及び他種漁業を営む者との間で必要があると認める場合は、あらかじめ操業協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等の申請)

第9 許可等の申請にあたっては、規則第9条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請理由書(現に有効な許可等を有しない者及び規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合)
- (2) 代表者選定届(共同経営の場合)
- (3) 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書
- (4) 船舶使用承諾書及び印鑑証明書(用船の場合)
- (5) 経営の内容を詳細に記載した書類(共同経営の場合)
- (6) 定款の写し及び登記事項証明書(法人の場合(水産業協同組合法に基づき北海道知事が認可した法人を除く。))
- (7) 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書(規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合)
- (8) 事業計画書(現に有効な許可等を有しない者からの申請の場合)
- (9) 起業の認可指令書(起業の認可に基づく申請の場合)
- (10) その他知事が特に必要と認めて指示した書類

(申請書の提出)

第10 申請書は、申請者が漁業協同組合に所属する場合には、漁業協同組合で取りまとめのうえ、提出するものとする。

(許可等の基準)

第11 第3(5)の許可等すべき船舶等の数を超えた申請があった場合における規則第12条第5項に規定する許可等の基準は、別紙1のとおりとする。

(資源管理の状況等の報告等)

第12 この漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙2により、宗谷総合振興局長を経由して知事に提出するものとする。

なお、許可を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合がとりまとめの上、提出するものとする。

(許可番号の表示)

第13 規則第32条第1項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。

「宗敷網第〇〇〇〇〇〇〇号」

(許可証の交付)

第14 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。

附 則

1 昭和49年5月1日施行の「火光を利用する敷き網漁業の許可等に関する取扱方針」は廃止する。

2 この取扱いは、令和2年12月1日から施行する。

附 則

1 この取扱いは、令和3年2月15日から施行する。

(改正経過)

1 令和2年12月1日 施行

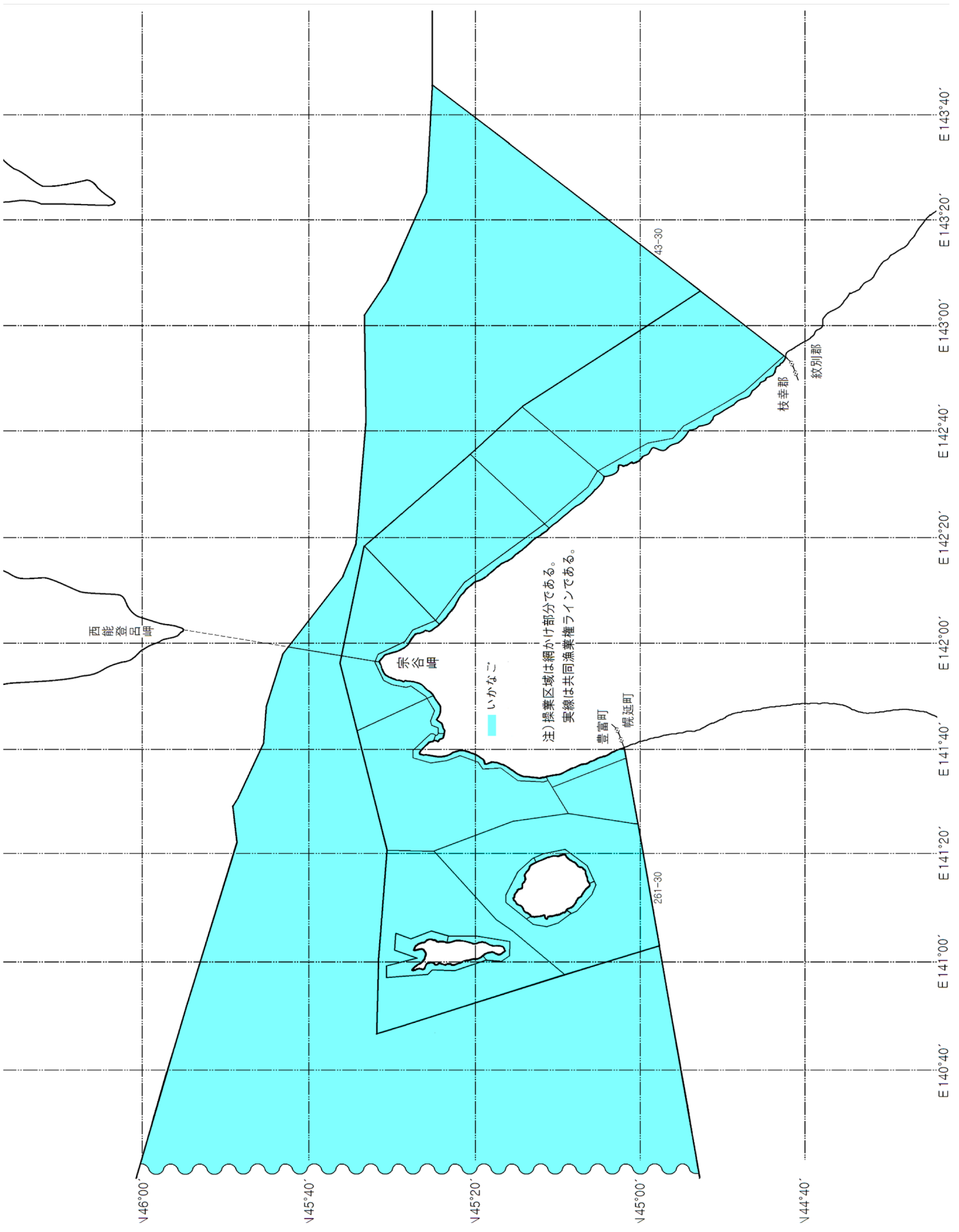
2 令和3年2月15日 一部改正

許可等の基準（第 11 関係）

申請者区分	優先順位	基準	許可等者の決定方法								
操業実績者	第 1 位	従前の当該漁業許可（以下「従前許可」という。）の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を誠実に営んだ実績がある者。【操業実績者】	許可等すべき船舶等の数（以下「公示隻数」という。）の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。								
	第 2 位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を営んだ実績がある者。（漁業等に関する法令違反がある者で、規則第 10 条第 1 号に該当しない者）【操業実績者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。								
新規者	第 3 位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。【許可受有者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。								
	第 4 位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。（漁業に関する法令違反がある者で、規則第 10 条第 1 号に該当しない者）【許可受有者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。								
新規者	第 5 位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業の許可等を有しない者	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを行い、許可等する者を定める。								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>勘案事項</th> <th>基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者の漁業経験</td> <td>この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者 この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者 その他の漁業経験がある者</td> <td>3 点 2 点 1 点</td> </tr> <tr> <td>申請者の住所</td> <td>操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者</td> <td>3 点 2 点 1 点</td> </tr> </tbody> </table>	勘案事項	基準	配点	申請者の漁業経験	この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者 この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者 その他の漁業経験がある者	3 点 2 点 1 点	申請者の住所	操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者	3 点 2 点 1 点
勘案事項	基準	配点									
申請者の漁業経験	この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者 この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者 その他の漁業経験がある者	3 点 2 点 1 点									
申請者の住所	操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者	3 点 2 点 1 点									

（注）随時の公示による許可の場合は、「従前許可の有効期間満了日」を「申請日」と読み替える。

火光を利用する敷き網漁業操業区域図



火光を利用する敷き網漁業操業区域図

